

鶴川駅南土地区画整理事業

区画整理ニュース

第4号 2023年7月発行

鶴川駅周辺の街づくりから

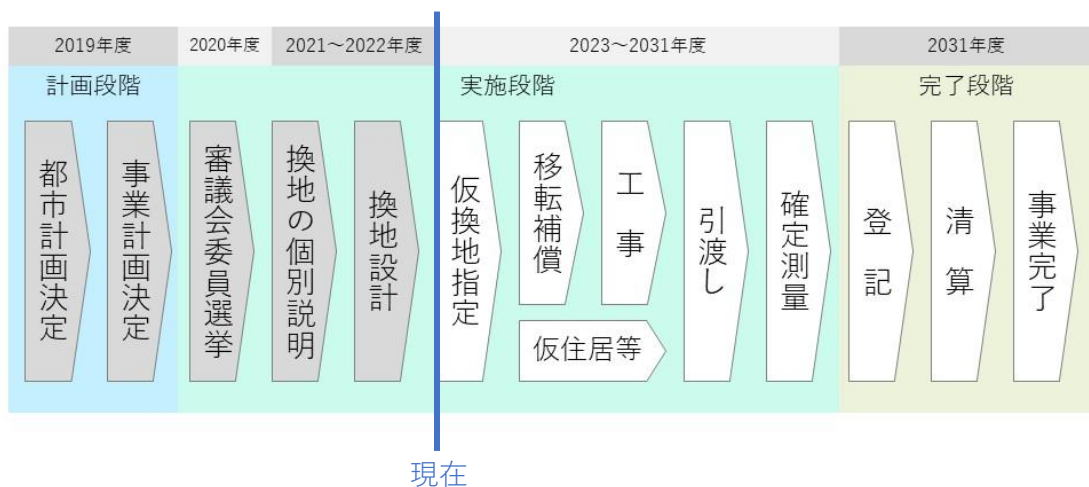


～ごあいさつ～

厳しい暑さが続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。

今号につきましては、区画整理事業の進捗状況と第2回事業計画変更に関する情報をお知らせいたします。

現在の進捗状況について



現在、権利者の皆さまの移転時期や仮換地先の土地利用開始時期を定めた「移転実施計画」を作成するため、建物移転や工事の進め方を検討しております。

「移転実施計画」の内容につきましては、前号にて2023年の秋頃に説明会開催予定とお知らせいたしましたが、鶴川駅周辺で行っている他事業との調整の影響により、2023年度末頃の開催を目指しております。

開催日程等が決まりましたら、権利者の皆さまにお知らせいたします。

第2回事業計画変更について

都市防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保を図るため、第2回事業計画変更を行います。

主な変更内容は、同封の「第2回事業計画変更について」をご覧ください。

また、事業計画変更案の縦覧を以下のとおり実施いたします。

縦覧期間：8月2日（水）から8月15日（火）まで

午前8時30分から午後5時00分

縦覧場所：【平日】

町田市庁舎 地区街づくり課窓口（8階804）

【土日祝（8月5日、6日、11日、12日、13日）】

町田市庁舎 1階相談室 C-5

利害関係者^{*}は、事業計画の変更案について意見がある場合、東京都知事に意見書を提出することができます。

意見書は、下記の期間に直接持参されるか郵送にて提出できます。

意見書提出期間：8月16日（水）から8月29日（火）まで

提出先：東京都 都市整備局 市街地整備部 区画整理課

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎11階北側

☎03-5320-5441

（直接持参の場合は土日祝を除く。）

（郵送の場合は8月29日（火）当日消印有効。）

※利害関係者とは、土地区画整理事業に関係のある土地もしくはその土地に定着する物件又は土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する方です。

その他

○権利者の皆さまへのお願い

土地の売買や相続などで権利の異動があった方、住所・氏名に変更があった方はお知らせください。

また、耐震補強やリフォームを含め、地区内で建築行為等を予定している方は、必ず事前に町田市までご相談ください。

なお、事業に関する各種申告・申請手続きのお知らせや必要書類については、町田市公式ホームページからダウンロードできます。

問合せ先：町田市 都市づくり部 地区街づくり課 鶴川駅周辺整備係
住所：町田市森野二丁目2番22号
電話：042-724-4214（直通）
FAX：050-3161-6013
E-mail：toshi070@city.machida.tokyo.jp